

防地周（事）第165号  
29 . 4 . 5

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

障害防止工事の助成の検証実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、障害防止工事の助成の検証実施要領について（施本第1375号（CFM））。平成19年8月29日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

## 障害防止工事の助成の検証実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第3条第1項の規定に基づく障害防止工事（同項第2号に規定する道路及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第3条第2号に規定する施設に係るものを除く。以下「事業」という。）の助成の適否に係る客観性及び透明性並びに計画内容等の妥当性を確保するための検証の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (検証の種類)

第2 検証の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 新規検証 地方公共団体その他の者（以下「地方公共団体等」という。）が新規に補助金の交付を受けようとする事業に係る検証（新規に事業に着手（以下「事業化」という。）しようとする会計年度の計画内容が防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第87号）第3条第1号に規定する全体計画調査費に係るもの（以下「全体計画調査」という。）である場合において、全体計画調査の結果に基づき当該年度以後に実施するものを含む。）。
- (2) 再検証 地方公共団体等が継続して補助金の交付を受けようとする事業に係る検証で、直近で実施された検証から5年（全体計画調査に係る期間及び休止期間を除く。）を経過するごとに又は第3第1項に定める検証の実施主体が特に必要と認めるときに実施するもの。

### (検証の実施手続)

第3 検証の実施主体は、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）とする。

2 検証の実施時期は、補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）を防衛大臣に送付するときまでとする。

3 地方防衛局長等は、地方公共団体等から、次に掲げる検証の種類に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類の提出を受け、その記載内容について検証を実施するものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度が事業完了

予定年度で、当該年度の計画内容が財政法（昭和22年法律第34号）第15条第5項に規定する国庫債務負担行為のうち歳出化経費に係るもののみである場合は、この限りでない。

(1) 新規検証 次に掲げる事項

ア 環境整備法第2条第1項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）の行為と障害との因果関係につき、同条第2項に規定する防衛施設（以下「防衛施設」という。）の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状

イ 関係住民からの要望等

ウ 補助の割合に係る定量的な評価

エ 計画内容等

オ 関係機関等からの計画内容等に係る意見

カ 関係住民からの計画内容等に係る意見

キ 障害の防止の効果

ク 費用対効果分析の結果

ケ 事業化の必要性、緊急性等

(2) 再検証 次に掲げる事項

ア 事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状

イ 事業化以後における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化

ウ 現状における事業の効果

エ 関係住民からの現状における事業の効果に係る意見

オ 事業の進捗状況及び今後の見通し

カ コストの縮減、事業期間の短縮等に係る検討

キ 事業の継続の必要性等

4 地方防衛局長等は、前項で検証を実施した事項について、新規検証にあつては付紙様式第1により取りまとめ、再検証にあつては付紙様式第2により取りまとめ、補助事業等計画書に付して防衛大臣に送付するものとする。

（環境整備法第3条第1項の規定に準ずる措置への準用）

第4 第2、第3及び第5の規定は、環境整備法第3条第1項の規定に準ずる措置として防衛施設において行われる工事について準用する。

（本通達の施行日前に補助事業等計画書を防衛大臣に送付した事業の取扱）

第5 本通達の施行日前に補助事業等計画書を防衛大臣に送付した事業は、廃止前の障害防止工事の助成の検証実施要領について（施本第1375号（CFM））。

平成19年8月29日)の規定により実施された検証を第2(1)に規定する新規検証とみなすものとし、また、平成24年度以前に着手した事業にあつては、第2(2)に規定する再検証のうち最初のを、同号後段の規定にかかわらず、当該事業の着手後の経過期間等を勘案し、本通達の施行の日から5年の間に実施するものとする。

## 新規検証報告書

関連防衛施設：  
 補助事業者等：  
 事業の名称：

全体計画調査実施区分： 有（ 済 ・ 未済 ） ・ 無

自衛隊等の行為と 障害との因果関係	防衛施設の 使用状況	
	周辺地域の 被害状況	
	補助の対象 となる 施設の現状	
関係住民からの要望等		
補助の割合に係る定量的な評価		
計画内容等		
関係機関等からの計画内容等 に係る意見		
関係住民からの計画内容等 に係る意見		
障害の防止の効果		
費用対効果分析の結果		
事業化の必要性、緊急性等		
備	考	

※ 事業の性質上記載できない事項については、該当ない旨記載すること。  
 全体計画調査の結果に基づき記載することとなる事項については、その旨記載すること。

## 再検証報告書

関連防衛施設：  
 補助事業者等：  
 事業の名称：

年次計画（年次区分）： /

事業化以後 における 自衛隊等の行為と 障害との因果関係	防衛施設の 使用状況	
	周辺地域の 被害状況	
	補助の対象 となる 施設の現状	
事業化以後 における 周辺地域の状況	関係流域の 状況の変化	
	民間等の 開発行為 による 状況の変化	
	人口の変化	
現状における事業の効果		
関係住民からの現状における 事業の効果に係る意見		
事業の進捗状況 及び今後の見通し		
コストの縮減、事業期間の短縮等 に係る検討		
事業の継続の必要性等		
備	考	